

## 市民の善意

### ◇教育委員会扱い

山内サキさん（豊町）  
真中公民館へ 座布団50枚  
大正堂（御成町）有浦小学校へ  
デコレーションケーキ  
シャンペン  
大館電報電話局 第二中学校へ  
ビジネスフォン17台  
（株）伊藤組（協）秋北電設（株）大館  
桂工業 第二中学校へ どん帳  
高橋興三さん（清水三丁目）  
佐藤俊美さん（水門町）  
真中公民館へ かけ軸

### ◇福祉事務所扱い

小笠原キクさん（鹿角市毛馬内）  
社会福祉へ 2万円  
山田邦夫さん（常盤木町）  
災害遺児へ 10万円  
能登谷ヤエさん（御成町三丁目）  
老人福祉へ 10万円  
平泉兵之眞さん（赤石）  
老人福祉へ 2万円  
石井健雄さん（古川町）  
社会福祉へ 16,394円  
島内富一さん（大町）  
老人福祉へ 10万円

### ◇老人ホーム扱い

榎東北ビル管財  
ようかん80個、みかん2箱  
大館南高校家庭クラブ  
慰問及びお茶2袋、みかん2箱  
曲田 寿さん（軽井沢）  
誕生菓子 9人分  
大館理容組合 理容奉仕

## 婦人会館で 受講者を募集

- ▼季節の料理講座（講師前田道子さん）  
とき・1月19日から毎週木曜日  
午前10時～12時  
教材費・一回につき五百円
- ▼木目込人形講座（講師川上アイさん）  
とき・1月19日から毎週木曜日  
午後1時～3時  
教材費・千円程度
- ▼健康体操教室（講師桜庭 尚さん）  
とき・1月19日からの毎週木曜日  
午前10時～12時
- ▼刺し子教室（講師近藤陽紹子さん）  
とき・1月21日から第1水曜日及び  
第3土曜日 午後1時～3時
- ▼調理師受験の準備教室  
（講師野口栄子さん）  
とき・1月23日から毎週月曜日  
午後6時～8時  
教材費・千七百五十円（本代）
- ▼リフォーム洋裁講座  
（講師田村ミツさん）  
とき・1月23日から毎週月曜日  
午後1時～3時  
教材費・五百円

## 奨学生を募集

市では、経済的理由で修学困難な方  
に対して次により奨学金を貸与します。  
貸与額・月額2万円（卒業まで）  
条件・市民の子弟で、4年以上の大学  
に在学中の方。無利子、卒業後6ヵ月据え置き8年償還  
員・若干名  
付・4月10日（火）まで  
申込・教育委員会学校教育課  
☎49-3111内線253

▼菓子組合女子部教養講座  
（講師伊藤ヒサさん、石川ヨシさん、  
田畑婦人会館館長）  
とき・2月3日、10日  
午前9時～午後0時30分  
▼講演会  
テーマ・今の子供のおかれている  
社会について  
荒川昭一氏  
（秋田中央児童相談所）  
とき・1月25日（水）午前10時～12時  
申込み及び問合せ  
婦人会館 ☎49-7028

## 消防本部からお願ひ

- ・自宅付近の消火栓、防火水そうをすぐ  
使えるよう除雪にご協力ください。
- ・消防車や救急車が通れるように路上駐  
車および消防水利付近の駐車はやめま  
しょう。
- ・お年寄りだけの家庭や一人暮らし老人  
の家庭などは、屋根の雪降ろしや避難口  
の除雪をみんなで協力してあげましょう。
- ※火事、救急以外の一一九番電話はやめ  
ましょう。

（広域消防本部 ☎43-4151）

## 国税だより

申告書・納付書の  
様式が変わります

大館税務署では、申告所得税などの事  
務を二月から電子計算機で処理します。  
このため、申告が必要と思われる方に  
は、電算処理用の申告書  
や納付書用紙が税務署か  
ら送付されます。  
詳しいことは大館税務  
署（☎42-0671）へお  
尋ねください。



## 償却資産の申告 申告期限は 1月31日

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における一定の事項  
を市長に申告しなければならないことになっています。次の要  
件に該当するときは、1月31日までに申告をしてください。

### 〈償却資産の要件〉

- 1 土地、家屋以外の事業の用に使用  
することができる資産であること。
- 2 鉱業権等の無形減価償却資産は除  
かれます。
- 3 減価償却額または減価償却費が、  
法人税法、所得税法の規定による計  
算上、損金または必要な経費に算入  
されるもの（法人税または所得税を  
課されない方が所有するものも含む）

- 4 自動車税や軽自動車税の課税客  
体である自動車等は除かれます。

◆これらの要件を具体的に説明すると  
次のようになります。

- ① 法人税または所得税が課されない  
方が所有する資産であっても規定に  
よる本来減価償却が認められる資産。
- ② 現在稼動していない有形固定資産  
であっても本来の機能を失っておら

ず、いつでも使用できる状態にある  
もの。

- ③ 帳簿に記載されていない、いわゆる  
簿外資産で、事業の用に使用する  
ことができるもの。
  - ④ 残存価額のみが計上されている資  
産で、事業の用に使用しているもの。
  - ⑤ 事業用建物の付属設備については、  
固定資産税における家屋の評価に含  
まれないもの。
- ※なお、前年度申告された場合で、58  
年中に資産の異動（増加・減少）が  
なかった方でも、その旨を記載した  
申告書を提出してください。

### ◆問合せ

税務課固定資産税係

☎49-3111内線232、233